

平成23年10月1日より、セーフティネット保証第5号の認定要件が追加されます！

急激な円高の進行の影響により、売上高等が減少している中小企業者を対象に、セーフティネット保証第5号の認定要件が追加されます。

1 指定業種について

現在、原則全業種（82業種）が指定されていますが、引き続き、平成24年3月31日まで全業種（82業種）が指定されます。

2 認定要件について

(イ) 最近3か月間の平均売上高等が前年同期と比べて**5%以上**減少している

(ロ) 売上原価に占める割合が20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、価格転嫁できていない

(ハ) 平成23年東北地方太平洋沖地震の発生後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月と比べて20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期と比べて20%以上減少することが見込まれる

認定要件上、現在は利用できません。

また、平成23年10月1日以降、新たな要件（ニ）として下記が加わります。

(ニ) 円高の影響により、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月と比べて**10%以上**減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期と比べて**10%以上**減少することが見込まれる

※申請書とは別に、円高の影響と売上減少との因果関係を具体的に記した理由書（様式有）が必要となります。

【セーフティネット保証認定申請窓口・問い合わせ先】

財団法人広島市産業振興センター **中小企業支援センター**

〒733-0834 広島市西区草津新町1丁目21番35号（広島ミクシス・ビル内）

TEL 082-278-8032 FAX 082-278-8570

【問い合わせ先】

広島市役所 経済局 地域産業支援課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町1丁目6番34号

TEL 082-504-2237 FAX 082-504-2259